

## 1 函館市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

旧	新
<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士 1以上</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号および第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、栄養士または調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士または調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士または調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 栄養士または調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(5) (略)</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第13条 養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、特別養護老人ホームに併設する入所定員50人未満の養護老人ホーム（併設する特別養護老人ホームの栄養士<u>または管理栄養士</u>との連携を図ることにより当該養護老人ホームの効果的な運営を期待することができ、かつ、入所者の処遇に支障がないものに限る。）にあっては第6号の栄養士<u>または管理栄養士</u>を、調理業務の全部を委託する養護老人ホームにあっては第7号の調理員を置かないことができる。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 栄養士<u>または管理栄養士</u> 1以上</p> <p>(7) (略)</p> <p>2～11 (略)</p> <p>12 第1項第3号、第6号および第7号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームの生活相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。</p> <p>(1) 養護老人ホーム 生活相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または調理員、事務員その他の職員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員、<u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(3) 介護医療院 <u>栄養士もしくは管理栄養士</u>または調理員、事務員その他の従業者</p> <p>(4) 病院 <u>栄養士または管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）</p> <p>(5) (略)</p>